

議 事 録

会議名称	令和7年度 第1回加古川市人権教育啓発推進審議会
開催日時	令和7年8月25日(月) 午後3時00分から午後5時00分まで
開催場所	加古川市人権文化センター 小ホール
出席者	<委員> 森 実会長、上田 博紀副会長、村上 貴栄委員、嶋 基伸委員、 魚住 信裕委員、岡田 泰朋委員、清田 美由紀委員、黒田 おさみ委員、浜田 時子委員、藤原 ひとみ委員、岡村 昌夫委員 <事務局> 松下市民協働部長、名生市民協働部参事(兼)人権文化センター所長、東人 権文化センター副所長、金澤総務・研修係長、三俣教育・啓発係長、 記村教育・啓発係指導主事、夫総務・研修係主査
会議次第	1 開会 2 新任委員紹介 3 「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」の策定にかかる 諮問 4 議事 (1)「加古川市人権に関する市民意識調査」の素案について (2)令和7年度人権文化センター事業について 5 その他 6 閉会
配付資料	・令和7年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより(第51～第52号、臨時第20号)
傍聴者の数	3人

開会	司会	<p>本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>出席状況は、委員 11 名中 11 名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを、報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまより、令和 7 年度第 1 回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。</p> <p>まず初めに、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。</p>
新任委員の紹介	村上委員	<p>兵庫大学講師の村上 貴栄（むらかみ たかひで）委員です。村上委員、簡単にご挨拶をおねがいします。</p> <p>（村上委員、あいさつ）</p>
配布資料の確認	司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、今年の 6 月 6 日から 20 日にかけて市民委員の公募を行いました。応募はなかったことをご報告します。</p> <p>それでは、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（事前送付資料、当日配布資料の確認）</p>
計画諮問	司会 所長	<p>続いて、「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」の策定にかかる諮問に移ります。</p> <p>所長よりご説明させていただきます。</p> <p>「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」は、平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、加古川市総合計画の内容を踏まえながら、平成 16 年に策定した基本計画を継承しつつ、5 年に 1 度のスパンで見直しを行っています。</p> <p>現行の基本計画は令和 5 年 3 月に策定し、その計画期間は令和 9 年度までとなっております。</p> <p>次期計画については、令和 10 年度から令和 14 年度までの 5 年間に本市が取り組むべき人権に関する施策の方向性を示すとともに、人権文化を確立するための基本計画の策定について審議会に諮問するものです。</p> <p>基本計画の策定にあたっては、社会情勢による市民意識の変化を計画に反映するため、来年、令和 8 年度に“人権に関する</p>

	<p>部長</p> <p>司会</p> <p>会長</p>	<p>市民意識調査”を先駆けて行い、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題について、分析をおこなっていきます。</p> <p>諮問書につきましては、本来、岡田市長よりお渡しするところですが、公務のため、市民協働部長よりお渡しさせていただきます。</p> <p>(諮問書の交付)</p> <p>それでは議事に入ります前に、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>(開会あいさつ)</p>
<p>議事① 意識調査 素案について</p>	<p>司会</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入ってまいります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定により、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の審議会に関しましては、原則公開としますが、議題の内容から会議を非公開とするべきと判断する場合には、審議会規則により会長判断で、非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、今回の議事録署名人を決めておきたいと思います。本日の会議の議事録署名人は、嶋委員、清田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>議事の「加古川市人権に関する市民意識調査 素案について」事務局より説明願います。</p> <p>それでは、ご説明します。資料1をご覧ください。市民意識調査票の作成のスケジュールですが、資料にありますとおり、本日を含め、3回審議を行って、令和7年度中の完成を見込んでおります。令和8年度は、調査結果の分析を踏まえ意識調査報告書の作成を予定しています。</p> <p>調査対象は、前回と同様、加古川市在住の18歳以上、3,000人を予定しています。</p> <p>調査方法は、前回の回答率が27.0%だったということもありまして、これを向上させるため、郵送による配布・回収を基本としながらも、オンラインでの回答も可能とすることや、前回調査時に審議会でご意見をいただいた督促はがきを送付することを検討しています。</p>

次に、前回からの変更点についてですが、追加サンプルを設定せずに、加古川市総合計画や他市町の人権意識調査の手法等と同じように、3,000 人を無作為抽出するという手法をとっていきたいと考えております。

それでは、調査票の設問内容・文言の変更についての説明に移ります。

お手元の資料 2 をご覧ください。これは、前回実施した調査票をベースに作成したもので、変更点については見え消ししております。素案作成にあたっては、回答者の視点にたって、設問文を簡潔にし、負担感を軽減する。次に、社会情勢や加古川市の施策状況等を踏まえ文言の変更や設問自体を削除するなど、会長、副会長とも相談のうえ作成しました。

それでは、変更点を具体的にご説明します。資料 2 の別紙として A 3 の対照表もお手元に配布させていただいておりますので、必要に応じご参照ください。

設問全体の変更として、設問文中の「あなたは」という文言について削除しました。

また、子どもの「子」という漢字については、法律や条約などの固有名義のもの以外は、ひらがなに変更しました。

問 4、問 5、問 8、問 11、問 16 については、回答によって、問 4-1 のように同じ設問の枝番へ進んで回答してもらうか、枝番は飛ばして、次の設問に進むものとなっております。

これらの設問についてレイアウトを見やすく変更しました。

次に、調査票の表紙については、全体的に表現を平易なものに変更し、レイアウトについても見やすさを重視し、変更をしました。

ただ今説明申しあげたこと以外での変更点について、個々の説明にうつります。問 2 のサ「外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居が拒否されること」ですが、マンションに限定するような設問となっていたため、「賃貸住宅」に変更しました。問 3 のカについては、前は「不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ」という逆説的な表現をしておりましたが、今回は「不登校は本人の努力だけでは解決しない」という表現に変更しました。問 4-1 ですが、これは問 4 で「ここ 5 年位の間に入権侵害をされたことがあると答えた人」が、それはどのような人権侵害だったかを回答する設問です。選択肢の 1 番、「あらぬ噂や悪口」の「あらぬ」の文言を削除しております。7 番の「差別待遇を受けた」という表現は、「差別を受けた」と変更しています。9 番の「学校でいじめを受けた」というところは、いじめは学校に限らずいろんなところで起きる可能性があるものなので、「学校で」の部分削除しました。

次に、問5ですが、過去の審議会のなかで、「差別してしまった側にも、問いかける設問が欲しい」という意見があり今回、新設しました。

調査後に問4と比較する目的もあり、基本的に問4と同じようなつくりとしておりますが、問4-1にあった、「警察官等の公務員から不当な扱いを受けた」は、差別する側の設問としてはそぐわないと考え、削除しました。

次に、問6についてですが、「ア 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」については、「個人の自由であるから」という表現が「勝手にすればいい」という突き放したようなニュアンスに繋がりがかねないことから削除しました。

「ケ 男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ」についてですが、ここでいう男、女というのが、自認する性をいうのか出生のときに割り当てられた性をいうのか読み手によって解釈の違いが出ることから「いわゆる同性婚」という表現に改めました。

次に「サ 自分の身内に同性愛者はいてほしくない」という設問の同性愛者の部分を、LGBTQ+と変更しています。今回の調査票では、LGBTQ+という言葉の、社会的な認知がある程度広まった背景を鑑み、この文言を用いたうえで表現を統一しています。ただし、語句説明は必要と考え入れています。

問7については、変更点はありません。

問8についてですが、これは人権教育を受けたことがあるか、またその内容についてどう感じたか聞く設問ですが、前回は、「受けたことがある」、「受けたことがあるがつまらなかった」、「受けたことがあるが内容を覚えていない」、「受けたことがない」と、4つ選択肢がありましたが、今回は、もっとシンプルに、「受けたことがある」「受けたことがない」の2択にしたうえで、問8-2を新設し、どんなことが印象に残っているか記入していただく形に変更をしました。

次に問9ですが、これは、同和問題、とりわけ結婚差別についての設問となりますが、前回は、「結婚相手が同和地区の人ということを理由に結婚を反対されている親戚がいて、その人から相談を受けたらどう答えますか」となっていました。

この設問は、回答者を同和地区出身者以外の方だと想定しているようにも読めるため、他市の意識調査の設問も参考にし、表現を変更したほか、回答の選択肢の5番「どう言えばいいかわからない」を、「わからない」と変更しています。

問10についてですが、これは、複数印象に残っていたとしても、回答としては1つ選んでいただくものになりますが、それ

がよりわかりやすくなるよう、「一番印象に残ったものを選んでください」としました。

問 11-1 についてですが、これは同和問題に関する設問ですので、回答者が別の意味にとらえないように、「集団」を「同和地区の人たち」と変更しています。

問 12 のウについてですが、前回実施したときと違い、今現在では、加古川市内の中学校・高校で、女子生徒が制服としてズボンを選択できない学校はもうありませんので、設問を削除しています。また、この設問を削除したことで、新旧票の右、意識調査素案については選択肢の番号が1つずつずれることとなりますので、以後の説明は、新旧票の左を基準に進めます。

エは、「国際的にみて」という部分を削除しています。

オの「刑を終えて出所した人の就職が容易に決まらないこと」ですが、ここは刑務所を出所したことと書くことで、回答者が刑務所以外を想定してしまうことを避けています。

カの「理由にかかわらず、不法滞在の外国人を日本国外に強制退去させること」ですが、不法滞在という表現は、入管法上の意味合いが強く、一般的に否定的な意味合いで用いられることから、より標準的な「非正規滞在」という表現に改めています。

クの「妊娠した女性に親や夫の親などが、出生前診断（胎児の染色体異常を調べる検査等）を受けるように要求すること」ですが、親や義理の親などと発言者を問わずとも人権の観点から問題があるために、発言者を限定する部分について削除しました。

コの「国会議員に占める女性割合が低いこと」ですが、「国会議員の女性割合が低いこと」にしています。またヘイトスピーチに関する語句説明は、「在日韓国朝鮮人など」の部分を「外国人など」と改めました。

問 13 の説明にうつります。新旧表の左を基準に説明を進めます。「ア」については変更はありません。その下は空欄になっておりますが、「同和問題はそっとしておいても解消するわけではないという意見について、あなたはどう思いますか」という、いわゆる寝た子を起こすなという意見についてどう思うかという設問を新設しています。

表の左、「同僚に同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない」ですが、これは、問 6 と同様に、LGBTQ+に変更しています。その下の「どの性別の人を好きになるかは、個人の自由であり、尊重されるべきだ」ですが、これは「個人の自由であり」という表現が、問 6 のアでご説明した理由と重なりますが「勝手にすればいい」というニュアンスにつながり

かねないことから、「人によって異なり」という表現に変更しています。

次の、「性同一性障害のために、性別変更を望む人は、同性愛者である」についてですが、素案では、この性同一性障害の部分を、性別不合としています。性別不合という言葉はまだ一般的に馴染みがない言葉だと思われるので、ご説明します。性同一性障害という言葉はかつて、この状態がWHOで精神疾患であると分類されていたころの和訳から来ており、現在は、その名称は廃止されています。現在は、この分類が精神疾患ではなく、「性の健康に関する状態」に移動され、分類に基づいた和訳が「性別不合 (Gender Incongruence)」となっています。日本の学会の名称も「性同一性障害学会」から「日本性別不合学会」に変更されている状況にあります。こういったことから、今後は性別不合という表現が一般的になっていくため文言の変更を行っております。

また既に学校等で配布させていただいているこども向けリーフレット等でも性同一性障害という表現を避け、性別不合と表しています。

語句説明を追記予定ですが文言については現在検討中です。

その下のオ～キは、現状、本市においては大きな課題となっていないため、設問を削除しています。

問 15 については、まず設問文に、「スマートフォンや携帯、パソコンなどの」とあったのを削除しています。次に選択肢についてですが、イ「個人の日常生活や人間関係など、プライバシーに関する情報を流出させる書き込み」について、プライバシーという言葉は、いまでは個人情報を指す意味合いが強くなっているため、この部分を私生活と変更しています。次にカの「在日朝鮮・韓国人に対する差別」を、「外国人差別」に変更しています。

問 16 についてですが、「さまざまな人権問題に関する市民の理解を深めるため、市（教育委員会を含む）や団体などが主催している講演会、研修会」とありましたが、主催者を絞って聞いているわけではないので削除しました。また、回答については参加のあるなしの2択とし、興味深かったものについて、自由記述してもらうように変更しました。

問 18 についてですが、「加古川市及び各団体が実施している」の部分を削除しています。

問 19 についてですが、これは前回、3つめの選択肢として、「いずれでもない」を設けましたが、出生時に割り当てられた性別での回答は求めているということをより表すために、「ご自分で普段から思っているように答えてください。」という文言を追

		<p>加しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長		<p>それでは今説明のあったところでご質問やご意見等ございますでしょうか。</p>
委員		<p>問2の「外国人であることを理由に賃貸住宅への入居が拒否されること」ですが、これは外国人だけでなく、高齢者にも言えることで、高齢者が負担を減らすために今まで住んでいた家を売って、アパートに入ろうとすると、断られることがあるというのが問題になっているので、「外国人や高齢者であることを理由に～」というふうにするのはどうかなと思います。</p> <p>それと、問12にある「国会議員の女性割合が低いこと」ですが、なぜ国会議員に限定するのかなど。県議員、市議員などもいるので、「各議員」と表現すればいいのかなと思います。</p>
会長		<p>事務局回答をお願いします。</p>
事務局		<p>問2の「外国人であることを理由に」の部分に高齢者を追加するという点については、この回答を見たときに、例えば外国人については問題だと思わないけど高齢者については問題だと思ふという人がいた場合でも、問題だと思ふという回答が返ってきてしまうので、新しく「高齢者ということを利用して賃貸住宅への入居が拒否されること」という選択肢を設けるといふ形で検討したいと思ふます。</p>
委員		<p>質問の補足なのですが、国会議員に限らず、組織や会社の役員などに置き換えても同じことが言える問題だと思ふので、国会議員に絞るような書き方はしなくていいんじゃないかということなんです。</p>
事務局		<p>委員がおっしゃるように、国会議員と書くと範囲が限定されすぎるので、市議員・県議員などの文言も入れればいように思ふますが、いかがでしょうか。</p>
会長		<p>加古川市の市議会議員の女性割合を教えてください。</p>
事務局		<p>定員31名のうち7名が女性ですので、22.6%で、これは国会議員よりは割合が高いという状況です。</p>
委員		<p>30%という国の目標というのがあると思ふます。</p>

事務局	<p>おそらくですが国・県・市とどれも目標の割合には至っていないと思われますので、そういう形で修正をさせていただきます。</p>
会長	<p>他の質問はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>問4、問5の回答の選択肢のうち、「ほとんどない」についてですが、これは読み替えると「ある」ということなのですが、それが「まったくない」、「わからない」と同じグループに入っているのが気になります。それと、問15のイですが、「個人の日常生活や～」という部分ですが、これは今だとSNSなどではみんな普通に流しているところかなと思うので、「個人の」というより「他人の」としたほうがいいかなと思います。</p>
会長	<p>事務局回答してください。</p>
事務局	<p>問15のイについてですが、ご指摘のように自分から情報をオープンにするのと、他人が勝手にオープンにするのでは意味合いが変わりますので、同意なく他人が情報を流出させてしまうことについての設問であることがわかるような表現を検討します。</p>
会長	<p>今の部分ですが、「他人の」とすると、自分のこどもなどについては含まれないというふうにも読めるのが気になります。ですので、「他者」としたほうが適切かなと思います。 事務局の方、もう一点の質問についてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>「ほとんどない」という部分を「ある側」に入れるのか、「ない側」に入れるのか、ここは感覚的な部分もあると思うので、委員皆さまの意見をもう少し伺いさせていただきたいです。</p>
委員	<p>素案は「ほとんどない」を「ない側」に入れたいという、何かそういう意図、狙いがあるんですか。 「ほとんどない」という表現はすごくあやふやですよ。ね。「ない」でくくってしまっているのかどうか。</p>
事務局	<p>記憶にはないけれども、まったくないということもないかなという人が回答として○をつけるのかなとも思いますが、それを「ある」というのか「ない」とするのは、個人の感覚によるいところかなと思います。</p>

		<p>「まったくない」はゼロということで、「ほとんどない」はそれに非常に近いところはあると思うのですが、今日は皆様の意見をお伺いしてより良いものを作っていくことを目的とした会議ですので、表現の仕方についてはまた検討させていただきます。</p>
	委員	<p>これ結局、今までも意識調査でやってきた経緯のある設問で、四件法の形で「ある」のか「ない」のかをこれまでの調査と今回の調査を経年で比べたいというところがあるということではないですか？</p>
	事務局	<p>その通りです。</p>
	会長	<p>今の意見としては、経年比較をするのであれば、同じ表現をしたほうが良いということによいでしょうか。</p>
	委員	<p>そうです。</p>
	事務局	<p>これまでの調査では、「ほとんどない」に○をつけて返してくる割合が多いので、仮にこれをとってしまうということだと、今までの統計とかなりずれが生じてしまうということは考慮いただきたいところです。</p>
	委員	<p>「ほとんどない」ということは、微かにはあったということなので、回答するときによくよく考えればあれは人権侵害だったのかなという人が「ほとんどない」に○をつけるのだと思うので、「ほとんどない」を『ない』にくくるのはやはりおかしいと思います。『ある』にくくるのであれば、この表現でいいと思います。</p>
	会長	<p>これまでの調査との比較を重視するのか、論理的に矛盾のある部分を考慮するのかというところはいろいろ議論のあるところだと思いますので、次回また修正案を出して議論するというので、次に進めたいと思います。</p>
	委員	<p>問4-1ですが、1番の「うわさ・悪口」というところですが、個人によって感じ方が変わって、同じ言葉でも悪口にとる人もいればそのまま流してしまう人もいます。ですので、人によって答えが変わってしまうので、法律・条例に結び付けて、はっきり定義付けできるような表現のほうが良いと思います。</p> <p>同じく、9番の「いじめを受けた」というところもですが、</p>

	いじめというのも個人差が非常にある部分なので、何かの条例などの中で定義されているものだとすればいいのですが、読み手の感覚による部分が多い言葉はあまり使うべきではないのかなと思います。また、10番の差別・誹謗中傷ですが、ここも人によって、差別と思えば差別だし、そうではないと感じたらそうでないというところもあるので、何か言葉の範囲を制限していったほうがいいと思います。
会長	例えば、どういう制限をつければよいと思われますか。
委員	法律・条例でいう差別はこういうことです、悪口とはこういうことですというのがあると思うので、そういったものと関連付けたほうがいいと思いますがどうでしょうか。
会長	例えば名誉棄損でいうと、法律上の定義はあるわけですが、こういったことを個々の表現に付け加えていくということですか。
委員	そうすれば言葉の意味合いが個人の感覚によらずに限定できてくると思います。そういったことが書いていないと、個人の自由な解釈で、これは名誉棄損だとかを感じたままに回答していいということになるので、統計の正確さが薄れてしまうかなと思います。
委員	それは、すごく難しい問題だと思います。感じ方が個人によるというのはまったくそのとおりで、例えば女性に「今日は綺麗だな」と言ったらセクハラになることもある。こどもが不登校になってしまったとき、なんでそんなことで不登校になるんだと思う人もいるし、そうでない人もいる。いじめで言えば、ここからここはいじめで、ここまではいじめじゃないということに、法律などを用いたとしても線引きするのはやはり難しいんじゃないかと思います。
委員	これは市民意識調査ということで、規定通りの回答を得るというよりは、市民がどういう意識を持っているかという調査なのかなと思います。それと、先ほどの問4、問5のところに戻りますが、これまでは、「よくある」「ときどきある」を『ある』としてきたので、経年変化を見るときに、「ほとんどない」を『ある』に含めると、比較がおかしいことになってしまうということでした。ただ、そこは回答の処理方法でなんとかなる部分で、経年変化を見るときは今まで通り「よくある」「ときど

		<p>きある」を『ある』として比較すれば、過去データと矛盾なく比べられますよね。人権的な考えでいえば、ほとんどないけどちょっとあるというのは見逃されがちだからこそ、すごく大事な部分だと思うので、今回と次回くらいまでは、今の素案の形で調査しつつ、この「ほとんどない」については特化して記録を残していく、そしてデータが集まったら比較・検証に加えていくことが必要だと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>経年比較をとるということを理由にしまえば、いつまで経っても変えるタイミングが見つからないということにもなってしまう。今回即座に変えるということではなくて、次々回に変えるんだという予定を立てて、今回そして次回は課題を浮き彫りにしていきながらデータを蓄積していけば、今後の意識調査は、よりよいものになっていくと思います。</p> <p>会長 この件について、他の意見はありませんか。</p> <p>委員 「ほとんどない」という表現だとある種無責任な回答になってしまうところはあると思いますので、「少しある」としてもらったほうが次に進んでもらううえではいいのかなと思います。</p> <p>うわさ・悪口などの部分ですが、はっきり定義付けすることは難しいと思うので、それがどういうものだったのかを回答者に自由記述してもらおう形はどうかと思います。</p> <p>会長 委員のみなさんの意見を聞いていて思ったのですが、設問自体、答えるのが難しい部分もあるのかなと感じました。そういったところが、回答率の低さにもつながっていたのかなとも思うのですが、加古川市民として見たときに、どう思いますか。</p> <p>設問番号の順番の問題なのですが、調査に回答しようとなったときに、わりと早い段階で答えにくい設問がくるというのが調査としてはあまり良くない部分もあると思いますので、こういったところも審議していただきたいと思います。</p> <p>委員 設問数や回答の選択肢が増えると調査票自体が腫れぼったくなってしまうと回答率の低下につながることもや、設問の順番についても留意していきたいと思いますが、先ほどの問4、問5のことについて言った意見を補足したいのですが、「ほとんどない」の人に、今までそれがどんなものだったか聞かずに次の設問へ飛んでもらっていたのを、今回から枝番に進んでもらうようにしてデータをとっていくことは、今後を見据えたときに、必要かなと思います。</p>
--	--	---

委員	<p>先ほど外国人のところで出した意見の補足ですが、不動産屋が外国人、高齢者だから契約できないとすることは法律的にできないそうなんです。ただ、家の持ち主がこの人には貸さないでというときに、その理由については外国人だから等の本当のことを言わずに別の理由をつけて貸さないということは事実上、できてしまうのが実情だということで、非常にデリケートな問題だと思っています。</p>
委員	<p>私たち委員は、人権問題に普段から携わっているので、意識調査の設問についてもすらすらと読める部分ではありますが、実際には一般市民 3,000 人を対象に回答してもらうもので、一般の方の感覚を考えると回答が難しいところはあるんだと思います。先ほどお伺いしたように、前は回答が 27% しかなかったというところも気になります。前々回の回答率はどれくらいだったのですか。</p>
事務局	<p>40%を超えています。</p>
委員	<p>今回の素案だと、問 4 は前からあったけども、問 5 は新設ということで設問数は前回より増えることになりますよね。私も資料を事前にいただいてこの意識調査についても色々考えながら回答をしていきました。</p> <p>一般的な方がそこまで人権について普段から考えているのかわからないという部分もあって、回答の負担感というのは、やはりあるのかなと。</p>
委員	<p>回答の年代なんですけど、二十歳前くらいまでのお子さんがいるお母さん方に絞って意識調査を試してみるなどすると、回答率はかなり変わってくると思うのですが。無作為ですと、80 歳くらいの人にも届いて、こんなの見てもわからないと調査票を返してこない人も増えると思うんです。年代によってしっかりと読んで考えて回答してくれるかどうかというところがある程度決まっていると思うので、対象を絞れば 50% くらいの回答率は得られると思うんですが、どうですか。</p>
会長	<p>意識調査をやってみると、若い年代のほうが回答率が低いという傾向にはあります。</p>
委員	<p>30 歳代くらいの人だとしっかり回答してくると思うんですが。</p>

会長	<p>30代40代の方は確かに回答率は高くなる傾向にはあるんですが、80歳以上の方でも返してくれる人はいます。</p> <p>前提として、市民全体の意識を調査するというものなので全ての年代の意見が入っていないと、市民意識調査とはいえないので、今の意見は、難しいところがあるかなと。</p>
委員	<p>意識が高い人ほど考えて書いて出してくれるということで、前回でいうと27%の方は人権意識が高い人だといえると思います。ですので、市が集計をするときに、どういう見方をするかということも考えなければいけないと思います。</p> <p>送り返してこなかった7割以上の方がどういう意識を持っているんだろうというところもある程度推測して、考察に加えることも必要かなと。</p> <p>先ほどの問4、問5の部分だと、「ほとんどない」を『ない』のグループに入れてしまうのではなくて、少しはあるというふうを集計するなど、そういったことはしていかなければいけないように思います。</p>
会長	<p>こういった調査において、丁寧なやり方をすれば、今おっしゃったような、回答してこなかった層を分析するというやり方はあります。ただ、毎回それをやってしまうと分析にかかる費用がものすごくかかる。</p> <p>昔は郵送でやるときは返信用の切手を同封するのが普通でした。ところが、切手を同封すると回答率がどうやら落ちるから、切手を貼らない後納の形をとったほうが回答率が上がるんじゃないかとなった。回答率を上げるために、そんな風にいろんな工夫がされてきています。</p> <p>加古川市として、この人権の調査をしっかりやるんだということで、今までの3倍くらいのお金を投入するならば、出してもらったような意見を盛り込んでいくことも可能かなと思われませんが、そのあたりをどうするか。</p> <p>それはそれとして、回答してこない層をどうみるか、また、回答率を上げていくためにはどうすればいいかということについては、問題意識として持っておかなければいけない点だと思います。</p>
事務局	<p>今回の調査につきましては、これまで通りのやり方でやると若い世代の回答率が低くなる傾向があることを鑑み、オンライン上での回答も可能とすることを検討しています。</p> <p>また、無記名での回答になるため、誰が回答して誰が回答していないかということとはわからないため、既に回答された方に</p>

	<p>も届く形にはなってしまうのですが、督促はがきを送付することなどで回答率を上げていきたいと思っています。</p> <p>調査につきましては、他の計画等でも実施していますので、調査の規模、費用、対象者等については、それらとの整合性を見ながら、行っていくこととなります。</p> <p>この計画については、市民全てが対象になってくるので、意識調査についてもできる限り公平に行う必要があります。ですので、ある一定の層だけを選出するといった方法は考えておりません。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。今の問題についてもすっきり解決したわけではないと思いますので、また議論いただけたらと思います。私から気になっているところですが、問 4-1 の回答の選択肢の 2 番ですが、「警察官等」と具体的な職業が入っていることは、警察からクレームが来たりしないですか。調査設問としては別にいいんですけど。</p>
事務局	<p>この設問は、公権力の濫用についてのもので、個人がその意思に反して不当に何かを強制されることを人権侵害と感ずるかということをお問うものです。前回調査では、それがイメージしやすいということで警察官とついていたのですが、やはり特定の職業を挙げるのはよろしくないというご意見いただきましたのでこの部分の表現について検討していきたいと思っています。</p>
会長	<p>他のご意見はありますか。</p>
委員	<p>前回、友人にたまたま意識調査票が届いたのですが、「こんなの来たけど、これ詐欺じゃないの」と言っておりました。私は作成に携わっていたので、違うよということは言えたんですけど、そういった誤解をできる限り与えないような、明確なものがあればいいのかなと思います。最近でも、厚生労働省を騙るような電話が私にもかかってきましたし、そういったものの影響で、回答するにあたり不安を持つ人が増えています。</p>
事務局	<p>調査票の回答内容において、個人的な情報を回答していただくところがないという点は 1 点あります。また、調査については委託業者と契約して行っていますが、市民に届く封筒デザイン等でも、そういった不安を与えないような形で検討していただけたらと思います。</p>
委員	<p>無記名と書いて、実は調査票に番号を打っていて、誰が答</p>

		<p>えたか本当はわかっているということはないですよ。</p>
事務局		<p>そういったことは一切ありませんが、そういう疑念を持たれないようにする必要があると考えます。</p>
会長		<p>今の話で、疑念を持たれないようにするには、表紙のお願い文が、いかに情熱に満ちているかということが重要です。通り一遍のことしか書かれていないものだと、どうしてもそうになってしまう。</p> <p>これは 1930 年代にアメリカのルーズヴェルト大統領が不況に際して労働者向けの意識調査を行った。それには、あなたがお答えくだされば私たちはそれを活かして、こんな風にするでしょうと謳って調査をしたという実績がある。ですので、お願い文の内容は私は重要だと思います。</p> <p>他にご意見ありましたらお願いします。</p>
委員		<p>前提としてお聞きしたいのですが、最近の調査だと途中で回答を終えてもよいというものが増えてきています。そういった形はとらないという前提で考えてよいですか。</p>
会長		<p>もう少し詳しく教えていただけますか。</p>
委員		<p>例えば、最初の 1 問だけ回答してあとは白紙で出しても構いませんというふうにするということです。最近のアンケート調査ではそういったものが多いのですが、この調査は最後まで回答しないと返送できないというものですか。</p>
事務局		<p>返送していただけるなら、できればすべての設問に回答していただきたいという思いです。すべて回答しなければ送り返さないでくださいとはもちろん書かないので、無回答が含まれることは致し方ないのですが、はじめから、回答は途中でやめてもよいと書いてしまうと、無回答のものが増えてしまうと予想されます。</p>
委員		<p>最近では、部分回答を認めるものが主流なんです。特にオンラインで回答できるようなものだと、必須の項目以外は飛ばしても構わないというものが多いです。</p> <p>この調査も、オンラインでの回答も可能という形をとるならば、そういった形式にしたほうが、回答率は上がると思っていて、何ページにもわたってやっていくほうが、途中でもういいやとなって回答をやめてしまうことになってしまうと思いま</p>

		<p>す。</p> <p>もう1点あります。問4-2で、人権侵害を受けたときにどうされましたかという設問ですが、今の若い子を見ていると、実際に人権侵害を受けたら、SNSに書き込みをするという行動がみられると思うんですね。ですので、そういった文言を入れたほうがいいのかと思います。それと、私の専門の分野なのでどうしても気になるのですが、問8-1について、障がいのある人の人権問題というところに含まれるとは思いますが、精神障がいのある人の人権問題というのは特に他の障害に比べても問題が大きいと思うので、個別に追加していただきたいと思います。</p> <p>事務局 今いただいた意見について問4-2については、最近の社会情勢を反映させるということで選択肢に加えることを検討させていただきます。問8-1の部分についても検討させていただきます。</p> <p>会長 今の、SNSのところですが、最近は通報機能というものがあるので、「SNSに書き込んだ」とすると憂さを晴らしたという意味にも読めるし、「SNSで通報した」とすると意味合いも変わってくるので、その表現についてはまた検討いただきたいと思います。</p> <p>委員 精神障害について、問8に新項目として設けるのはどうかという意見について、他の委員の方でご意見ある方はいらっしゃいますか。</p> <p>いいと思います。地元にも新しい施設ができました。そのほかにも施設を建てたいということで動いてみたら、聞くに堪えないような差別交じりの言葉で、そんなの来てもらったら困るだとか言われて。別のところにその話を持って行っても同じように、聞くに堪えないような言葉を言われた。</p> <p>それと、地元に来た施設の横で工事をしていたら、県外ナンバーの車がやってきて、ちょっと車を止めてもいいですかというので、いいですよということになって、どんな用事でやってきたか尋ねたら、その家の母親が病気になってしまって、精神障がいのあるこどもの面倒を見られなくなり、地元中を探したけど受け入れ先が見つからなかった。その子を預けるのに朝早くに来て、こどもを預けたら自分は地元に戻るんだそう。</p> <p>そういった施設は絶対必要なものなのだけど、周囲の人は嫌がるという現実もあるので、そういった設問は入れてほしい。</p>
--	--	--

会長	<p>加古川市としてこういう施策を行っていきたいからこの設問を入れたということは1つ大事な点かなと思いますが、その点事務局いかがですか。それと、1つ具体的なものを入れると、聴覚障がいの人、肢体不自由の人は具体的に書かなくていいのかという問題になってきます。そのあたりどう考えるのかも重要です。調査票を全体を見直すと障がい者問題に焦点を合わせたような設問自体が少ないということもなくはないなと感じました。</p>
事務局	<p>障がい者につきましては、別の専門の計画が市にはございます。そこでも意識調査をやっておりますので、そのデータをみることもできます。他の計画で行った意識調査の設問で代用できるものがあればそれを用い、もし抜け落ちているものがあれば、人権という観点からも障がい者の問題は非常に重要ですので、本意識調査に追加していくというような形で考えていきたいと思います。</p>
会長	<p>具体的にどうするかということについては先々議論をしていきたいと思います。 他にご意見ある方いらっしゃいますか。</p>
委員	<p>このアンケートを発送するにあたって、発送元から、電話も訪問も一切しませんというような文言を目立つようにどこかに追加したほうが良いと思います。</p>
会長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>調査するにあたって、最新の調査はこうするんだというようなことも委託業者とも相談しながら、できる限り回答者の市民の方が安心して回答していただけるような形を検討していきます。</p>
会長	<p>他にご意見ある方いらっしゃいますか。議論できる回数は限られているので、何かありましたら遠慮なく挙手をお願いします。 私からですが、回収率ということに焦点を合わせると、やはり回収率が高いほうがより多くの市民の声を反映できるということに繋がるので、そのあたりでご意見ある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>問 13 の 5 で、性別不合のために性別変更を望むのは同性愛者</p>

		<p>であるというところの表現が、誤った知識をインプットさせることに繋がると感じますので、「～同性愛者であるとは限らない」というふうに改めてはどうでしょうか。</p> <p>事務局 回答される方がより回答しやすいような表現を検討させていただきます。</p> <p>会長 他にいかがでしょうか。今出た、LGBTQ+の部分ですが、今、他に市として調査を行っていますか。</p> <p>事務局 現時点ではそれに特化したもので既に行ったものはありません。</p> <p>会長 だとすると、もう少しこのことについては設問数があってもいいということですか。</p> <p>事務局 他の調査でデータがなければ、この調査で聞いていくことになると思いますが、そこはしっかりと確認をおこなったうえで、進めていきたいと思います。</p> <p>会長 他のご意見はいかがでしょうか。今思いつかないということであれば、また後でお伺いするとして、次の議題に進みたいと思います。</p>
議事② 人権文化センター事業について	<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>議事2「令和7年度人権文化センター事業について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、令和7年度加古川市人権文化センター事業予定について説明させていただきます。資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度の人権文化センター職員体制についてですが、人権文化センター所長、副所長の2名を管理職とし、総務係・研修係4名、教育・啓発係11名の17名体制となっております。</p> <p>次に、隣保館事業費補助金についてですが、隣保館の運営・維持補修に係る事業に対する費用に県から対象事業費の3/4を補助として、令和7年度は5,463,000円を予定しております。</p> <p>人権啓発活動地方委託金については委託金交付状況のとおり4事業となっております。その内、「おもいやりのこころ」と「人権の花運動」につきましては、輪番制により4年に1回の実施事業となります。</p> <p>なお、「人権の花運動」につきましては、人権擁護委員の皆様にご協力いただき5月に実施済みとなります。</p>

次に、人権施策の企画及び推進事業についてですが、先の議題で説明がありましたが、加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画について、現在は令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする基本計画に従って事業を実施しているところです。

続いて、人権教育啓発推進審議会についてですが、今年度は本日を第1回目として、第2回を11月頃、第3回を翌年2月頃に予定しております。

次に、人権施策関係課連絡会議についてですが、市の関係各課の所属長で構成されており、人権課題や人権相談事例の情報共有、円滑な相談体制の確保を図るため、定期的を開催しています。

次に、加古川人権擁護委員協議会加古川市部会についてですが、加古川人権擁護委員協議会に属する擁護委員のうち、加古川市長から推薦を受けた委員（16名）で構成されており、研修会や街頭啓発を実施しています。

次に、人権文化センター施設利用についてですが、令和6年度の実績は24,748人です。令和5年度実績26,068人と比べると貸館利用人数が1,320人減少しました。これは、コロナ禍以降、定期総会等での利用団体が無くなったことが要因となります。一方で、貸館稼働率は20.9%と令和5年度を0.5%上回っており、多くの方にご利用いただけたと考えております。

また、令和7年度4月から6月の3ヶ月間の実績は、利用人数が全体で6,066人で、令和7年度も令和6年度に近い利用人数となることを見込んでおります。

次に、展示コーナーの活用についてですが、昨年度末にモニターを設置し、当センターマスコットキャラクター「ライトン」の啓発動画を配信しています。また、通年展示しています児童・生徒の作品展示については、昨年度同様13校の小学校が参加予定です。作品を見るため足を運ばれる保護者の方も多く、作品展示が当センター認知度にも繋がっていますので、参加のない学校に対しても、引き続き募集を呼びかけていきます。

次に、人権文化センターの登録団体についてですが、団体数は令和6年度と比較すると1団体減少し14団体となります。詳しくは表に記載のとおりとなります。

次に、センター人権学習講座についてですが、人権文化センターでは、対象者ごとに3段階の人権学習講座を実施しています。

まず人権学習初級講座（人権ひろば）についてですが、「人権ひろば」は公民館エリアで一般の市民の方を対象に開催しています。6つのテーマごとに1年に2会場で講演を行い、市内12

会場を6年かけて開催しています。今年度は、新しく「障がい者の人権」に濱口直哉さん、「LGBTQ+」に松本一成さんを講師にお迎えしています。

次に、人権学習中級講座（人権学習専門講座）についてですが、「専門講座」は人権アドバイザー、教職員、知識や意欲のある市民を対象に、地域の人権リーダー育成を目指して実施しています。今年度は「同和問題」と県啓発DVDのテーマである「こどもの人権」をとりあげ、各2回ずつ計4回の講座を開催しました。

続いて、人権学習上級講座（人権リーダースキルアップ講座）についてですが、この講座は地域における人権教育の中核となるリーダーの養成を図るため、人権アドバイザーや人権擁護委員、指導主事などを対象に実施しています。

町内懇談会等での人権講話の講師をしていただくため、相談スキルアップやワークショップ等の講座を盛り込み、年7回を予定しています。

なお、各講座において、受講者にアンケートを記入いただき、今後の講座の進め方の参考とさせていただいております。

続いて、地域に学ぶ体験学習支援事業・人権教育推進市町事業についてです。

「地域に学ぶ体験学習支援事業」と「人権教育推進市町事業」については、小中学校を対象にした事業になります。今年度、地域に学ぶ体験学習については8学級、人権教育推進市町事業では11学級の計19学級が実施しております。

次に「人権教育振興事業」は、主に園児、入園前の幼児、保護者、地域住民を対象とした、人権課題の解消を目指した取組で、幼稚園・こども園を対象にした事業になります。

今年度は西神吉幼稚園が閉園となった関係で1園減っておりますが、昨年度同様全園で年間15時間以上の取組が実施されています。

次に「全市交流学習会」については、先ほど説明しました「地域に学ぶ体験学習支援事業」と「人権教育推進市町事業」に参加する全学級の児童・生徒が人権文化センターに集まって交流を深めるための会です。今年度は兵庫県ボッチャ協会、ひょうごパラスポーツ指導者協議会の協力をいただきボッチャ体験と、アントニオ・カマケさんによるコンサートを予定しています。

次に、ふれあい交流事業補助金についてですが、令和6年度は前年度より4校区増加し、20校区からの申請がありました。実際に20校区全てにおいて、人権学習会や講演会、作品展を開催するなど、様々な工夫を凝らし事業を実施することができま

		<p>した。令和7年度は、申請途中ですが、今日現在で新規が1校区あって、8件13校区からの申請がありました。</p> <p>続きまして「人権のまちづくり事業」についてですが、この事業は様々な人権課題に対して、市民レベルでの自主的な取組を推進していく事業です。地域のリーダー育成を目的として、各団体において研修や講座が開催され、その経費の一部を補助しています。今年度は、新規の1団体を含め、6団体から申請があり、計画的に活動されています。</p> <p>続いて、加古川市人権・同和教育協議会は市内の各校区同協（校区人権・同和教育協議会）、企業人権・同和教育協議会及び人権に関する関係機関団体等と連絡調整を図り、市内全域で啓発を行ったり、研修会、講演会等を開催したりしております。今年度は、人権フォーラムにおいて、「自分らしく生きる」をテーマに木山裕策さんに講演をいただきました。人権セミナーに関しては、こどもの人権（社会的養護）と同和問題をテーマに、座学1回とフィールドワークを2回行う予定です。</p> <p>次に、「加古川市人権啓発推進員協議会」では、条例に基づき、効果的な人権啓発の推進を図ることを目的として、人権啓発推進員を中心に、研修会、啓発活動等を進めていただいております。人権啓発推進員の任期は2年で、6月末現在348名の方を委嘱しています。昨年度同様、各地域の町内懇談会が充実するよう、希望者に対して研修を実施しています。</p> <p>続いて、「加古川市企業人権・同和教育協議会」は、市内の企業内における同和教育を根底とした、人権教育の浸透を図り、明るい職場づくりと社会を作ることを目的とした企業における人権啓発、人権教育の取組を推進する協議会です。現在、加古川市内の企業153社が加盟され、新入社員研修やブロック別研修など実施しています。</p> <p>ここまでで、前半部分の説明とさせていただきます。</p> <p>ここまでで、何か質問のある方、いらっしゃいますか。</p> <p>ないようなので、私から意見を出させていただきますが、非常に多くの事業をされているということなのですが、それぞれの事業の目標についても説明があればわかりやすいかなと思います。例えば、人権学習の上級講座のところですけども、人権リーダーを養成した結果、そういった方々がどういった団体に入って行って、こういう教材が作られることになったとか。それぞれの事業領域によって、目的等は違うはずなので、そういった説明を伺いたい。</p> <p>それぞれの学習会には要綱がありまして、対象だったり学習</p>
	会長	
	事務局	

		<p>会自体の目的自体を設定して、募集をかけています。集まっていた参加者の方にも講座の趣旨や目的を説明したうえで、実施しています。例えば初級・中級でしたら一般の市民の方を対象としたものになりますので、そういったところからご説明しますし、上級講座ですと、人権アドバイザー・人権擁護委員・指導主事の方が対象となりますので、人前で講座をするためにそれぞれの知識を深めていただくということや人権相談におけるスキルアップのために受講いただいたり、現在携わっている人権事業に役立てていただくための講座という位置づけです。</p> <p>例えば、次の人権意識調査において、7割の人にこう答えてもらえるようにするということを目標にしようとかいうのはあっていいと。昔から言われることですが、何か取組をしたのであれば、その取組を通してどういう意識と組織を残したのかというのはいつでも問われるべきところだろうと思います。例えば意識というのは先ほどの意識調査みたいなものもありますし、感想という形や、参加人数というものが指標になることもあると思います。組織ということであれば、例えばですが加古川市企業人権・同和教育協議会という団体はこの20年間を辿るとこういう風に発展してきている。それはこういう角度からみてこういう指標からわかると。そういうふうな説明だと良いと思うのですが。</p> <p>全ての事業において目標は立てており、各事業におけるアンケート等の数値等から現状は把握しているところです。人権に関わる事業だけでなく、加古川市における事業評価はそういった形となっております。</p> <p>その指標が適切かどうかを議論するのがこの場ではないのですか。</p> <p>指標を設けるのであれば審議会のなかで、現状とあるべき姿を比較したうえで、議論していくことが必要だと考えております。</p> <p>お願いなのですが、人権文化センターの登録団体のあり方についてですが、施設でみなさん集まっていたいろいろなことを仲良く活動してもらおうというのは非常に良いことだと思います。ただ、その中で、ただの貸館事業になってしまうということだけは避けていただきたくて、たとえ30分であっても何か</p>
会長		
事務局		
会長		
事務局		
委員		

事務局	<p>人権に結びつくような活動もしていただきたいと考えます。</p> <p>実は、今年度から登録団体の活動においては年1回必ず人権研修をしていただくように取り決めしております、すべての団体において実施していただく予定としております。</p>
会長	<p>それでは、後半部分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、センター啓発イベント活動をご覧ください。</p> <p>かがわハートフルフェスタについてですが、明るく親しみやすい雰囲気なかで、こどもから大人まで幅広い世代の方に楽しみながら身近な人権について学んでいただくイベントとして、夏に、市民会館にて開催しています。昨年度から運営が市民会館に移行していますが、上映映画の選定やホワイエの展示などの企画については人権文化センターも協働して、実施しております。今年度は8月30日（土）に、兵庫大学の学生ボランティアによる絵本の読み聞かせ、映画「FLY！」を上映する予定です。</p> <p>次に、ウインターステージについてですが、人権にかかわる映画上映会や音楽鑑賞を通して、楽しみながら人権問題を考えるイベントとして、毎年2月に開催しています。今年度は2月14日（土）を予定しています。上映映画については現在調整中です。</p> <p>続いて、人権カレンダーの全戸配布についてですが、この事業は、幅広く市民に募集し、日常生活の中で、人権擁護や人権尊重の精神について、市民が意識し、そういったイラストなどを用いた絵手紙を集めてカレンダーを作り配布、カレンダーを目にすることで市民の人権意識を高めるという事業です。広報かがわ7月号で募集を行い、12月に広報かがわと同時に市内の各戸に配布しております。</p> <p>次に、啓発事業ですが、これは人権啓発推進強調月間である8月と、人権週間がある12月に街頭啓発を実施するものです。令和6年8月には、JR加古川駅・東加古川駅・宝殿駅・山陽電車別府駅の各駅前にて街頭啓発を実施し、12月には、加古川前で街頭啓発を実施しました。</p> <p>令和7年度も、8月1日に昨年同様市内の4駅において街頭啓発を実施し、12月についてはJR加古川駅前での街頭啓発を予定しています。</p> <p>次に「人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マーク」についてです。この事業は、8月の「人権を大切にする市民運動」の一環としての一事業です。主に小・中・養護学校の</p>

児童生徒に募集を呼び掛け、集まったポスターや人権マークを基に市内全域に掲示するポスターを作成し、市民の人権啓発を行っております。選ばれた優秀作品につきましては市役所の五角柱に掲示したり、クリアファイルに印刷して市民に配布したりするなどの啓発活動に取り組んでおります。

続いて、五角柱へのキャッチコピー、ロゴマークの掲示についてですが、これは先ほど説明させていただいた募集作品のうち、キャッチコピーとロゴマークの優秀作品について、8月から、加古川市役所敷地内にあります五角柱に掲示をして、啓発を図るものです。

続いて、人権文化センターだよりについてです。人権文化センターでは人権啓発のため、例年、定期的に5回、臨時号として2回程度センターだよりを発行しています。

コラムなどの原稿につきましては、人権アドバイザーの方にも依頼しており、その時節の身近な話題を題材としていただくことで、様々な視点での人権啓発につなげていきたいと考えています。

次に、人権関連図書の貸出についてです。図書・DVDの貸出の実績については、資料に記載のとおりとなります。

続いて市内の図書館における啓発活動についてですが、令和4年度から、8月の「人権を大切に作る市民運動推進強調月間」および12月の「人権週間」の日程にあわせて、人権に関する図書を掲示する特設コーナーを市内全4図書館において設置しています。

続いてYouTubeチャンネルでの配信についてです。人権文化センターでは、人権啓発を目的にYouTubeチャンネルを開設しています。人権文化センターマスコットキャラクター「ライトン」が登場する「ライトンが行く」シリーズや、トライやるウィーク実習生がアフレコに挑戦し人権アドバイザーの作品をラジオドラマにしたもの、人権ひろばの講演動画などを配信しています。

次に、人権アドバイザー事業についてですが、平成27年度より人権アドバイザーを設置しています。人権アドバイザーとは、人権教育及び人権相談の実践に熱意を持ち、教育的識見を有する方を市が委嘱し、要請を受け、町内懇談会や学校、企業等での人権研修において指導・助言を行うことや、月1回公民館での人権お困りごと相談の対応を行っております。今年度は20名体制で活動をしていただいております、本日現在162件の派遣要請を受けております。

続いて、人権相談事業について説明させていただきます。人権文化センターでは人権相談専用ダイヤルを開設し、全職員で

対応しており、人権課題にかかわる相談だけでなく、様々な相談が寄せられます。人権文化センターでは、相談者の困りごとがどこにあるのかを寄り添って相談を受けるよう、傾聴に努め、対応しています。令和7年度は6月末現在で、専用ダイヤルにかかってきた相談電話18件、専用ダイヤル以外にかかってきた相談電話2件、来訪3件となっています。

次に、公民館巡回人権相談についてです。市民が何かあったときに安心して相談できる身近な相談窓口として、各公民館で毎月1回、人権アドバイザーによる人権相談を開設しています。今年度より、市民がより身近で相談しやすいようにと、名称を「人権お困りごと相談」に変更しております。また、相談時間は、現在、午後の枠だけとなっておりますが、来年度から午前の枠を入れるよう調整を図っているところです。令和7年度は6月末現在、相談件数は1件となっています。

相談内容については、資料3の別紙（横長の表）をご覧ください。上段の左側、人権文化センターと公民館で受けた相談24件が6月末現在の相談件数です。その右側に記載しているのが相談内容の内訳です。まずは法務省が示す啓発活動強調事項の件数とそれ以外ということで、24件のうち「女性」から「震災等の災害」までの法務省が示す啓発活動強調事項が1件とその他23件という振り分けになっています。下段の表は、その他の23件を、さらに振り分けたものになります。最近の傾向としては、話し相手や相談相手がいらっしやらない方が、ご近所トラブルや社会・生活不安などのお悩みやお困りごとを相談されるケースが多く見受けられます。

続いて、「インターネットモニタリング事業」の説明にうつります。インターネットモニタリング事業では、インターネット上の差別的な書き込みに対する監視を行い、悪質なものがあれば運営サイトや、法務局へ削除要請を行っていきます。R6年度は52回実施し、発見した72件をサイトへ削除依頼しました。その中で、悪質な16件を法務局（兵庫県県民生活部総務課へも情報提供）へ削除依頼しました。令和7年度は、3か月間で12回実施し、9件の差別的な内容の書き込みを発見しました。ただし、地域を特定するような書き込みはなかったため、法務局への削除依頼は行っておりません。なお、削除に至った書き込みは、令和6年度31件、令7年度1件となります。

続いて、簡潔にご説明させていただきますが、地区公民館、児童公園維持補修事業及び、地区公民館整備、移管事業についてですが、地区公民館に関しては、令和4年6月時点で全24館の地元町内会への移管が完了したところです。北神野公民館に関して地元町内会と協議の結果、令和6年度に分館の解体工事

	<p>を完了しております。児童公園に関しては、引き続き地元の町内会施設管理者に委託し維持管理をおこなっております。</p> <p>人権文化センター維持補修事業についてですが、記載の表のとおりとなっております。以上で、加古川市人権文化センター事業実施報告の説明を終了します。</p>
会長	<p>それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>人権相談事業についてですが、これについては、加古川社協が経済的な面で相談を行っているのですが、困るときというのは、人権だけじゃなくて経済的な面でもいえると思うんですけど、これは市と社協は何か協働して動いていますか。</p>
事務局	<p>人権文化センターが行っている相談事業は人権に関する相談ということでお受けしていますが、実際はいろんな範囲でご相談いただいております、経済的な面でお困りであるという内容であれば、社協で相談できることをご紹介させていただくことになろうかと思えます。現時点で社協と何か協働しているといったことはありません。</p>
委員	<p>それはよくないです。困っていることは、人権と経済面とは違うというのはわかるんですけど、縦割りじゃなくて、やはりもっと協働していただきたい。悩み事というくくりでは同じことなので。</p>
事務局	<p>いろんな悩み事をお伺いするなかで、福祉関係のことであれば市の福祉の部局、あるいは社協とも情報を交換することもあります、人権に関するご相談は、原則、他の人には言わないということを前提でお受けしていますので、命に係わるようなことであればその辺は検討はさせていただくのですが、守秘義務がありますので、先ほどご説明したような形で進めております。</p>
委員	<p>それが縦割りということでしょう。個人が特定されないような形で協働するべきだと思います。</p>
事務局	<p>社協とご相談させていただいて協働できるところがあるなら検討させていただこうと思います。</p>
委員	<p>社協は結局は市の福祉部局の委託を受けてやっているということですから協働するということは必要だと思います。もっと</p>

		市民目線に立ってほしい。
	会長	是非積極的に協働していただきたい。それでは、他にご意見ありますでしょうか。
	委員	これだけの事業を少ない人数でやっておられる。物凄い仕事量です。こんな中で、何か緊急に対応が必要な人権侵害事案が起こったときに人員を割く余裕があるのかと思います。これだけの量をこなして、人権侵害の相談も受けて、守秘義務等も守りながら、業務をこなしていく。計画の答申の際に市長が来られるかわかりませんが、この事業内容と人員とでは、バランスが全然合わないと感じます。
	事務局	年に1回人員配置を決める際には、どこの部署でも人員が足りないという声は上がっています。市全体でいうと何十人も足りない。人権文化センターからも、もっと人員が欲しいという声があるのは承知しており、総務部にも要望を出していますが、役所全体がそういった状況ですので、人員増の実現は困難です。 今年度、人権文化センターでは係の再編なども行いましたが、そういった仕事が進めやすくなるような工夫をしていきながら、やっていきたいと思っています。
	委員	現役の方でなくても、既に定年で退職された方に声をかけるなどして、やっていただきたいと思います。回答は結構です。
	委員	24件の人権相談があったということですが、相談者の最終的な納得は得られたのでしょうか。
	事務局	解決しない場合は、複数回ご相談いただくことが多く、解決したとなった場合でも、数か月後に同じ方からご相談いただくということもあります。こちらで、具体的に何件解決したとお答えするのが難しい状況にあります。
	委員	個人情報と言わなくても結構ですが、どういう相談があったかということをお教えください。
	事務局	大きく申しあげると、個人間のトラブルが多く、なかなか行政がそこに入っていきることが難しいようなものになります。いわゆる「人権問題」というよりも、ご近所トラブル、家族間のトラブルというようなものが増えております。

	委員	総括して、こうであるべきだというような指針などはありませんか。
	事務局	我々が相談をお受けする際は、その方の心が休まるような形でその方のお話を傾聴するというのでやっておりますので、連絡先を聞くわけでもないので、相談が最終的な解決に至ったかどうかはその人の心中にしかないところもありますので、我々にはつかみきれない部分があります。多くの場合、話を聞いてくれて気持ちが楽になったと言われてお電話をお切りになられますので、根本的な解決に繋がらなかったとしてもご相談によって、お電話された方が前向きなお気持ちになっていただいていると考えています。
	会長	これで、本日の議事を終わりたいと思います。
その他	会長	次に、次第の3、その他となっておりますが、事務局なにかありますでしょうか。
	事務局	次回の審議会につきましては、11月頃を予定しております。日程が決まりましたら、改めてご連絡させていただきますのでよろしくをお願いします。
閉会	会長	それでは、これをもちまして、議長の役を終わらせていただきます。 委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。
	司会	ありがとうございました。 では、閉会にあたり副会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。
	副会長	(閉会あいさつ)
	司会	ありがとうございました。 本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。 なお、傍聴人の方にお渡ししている資料につきましては、回収させていただきますので、事務局職員へお渡しいただいたの

		<p>ち、お帰りください。</p> <p>それでは、令和7年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
--	--	---